



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

告 示

- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除・2件（森林緑地課）…………… 1
- 建設業法に基づく経営規模等評価の申請方法の一部を改正する告示（土木総務課）…………… 2
- 建設業法に基づく総合評定値の請求方法の一部を改正する告示（土木総務課）…………… 2
- 建設業法第13条の規定により知事が設ける閲覧所に関する告示の一部を改正する告示（土木総務課）…………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 3
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可・3件（都市計画・モノレール課）…………… 9
- 都市計画事業の変更の認可・3件（下水道課）…………… 9

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課）…………… 10
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了・5件（建築指導課）…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了・5件（南部土木事務所）…………… 13

## 告 示

### 沖縄県告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 中頭郡中城村字安里前原446番2
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 名護市字真喜屋真美田762番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第166号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成26年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡伊江村字川平カヤ原989番・1069番・1070番1・1070番2・1071番・字川平ナガラ原1102番・1105番・1107番・1109番・1174番・1177番・1184番（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第167号**

建設業法に基づく経営規模等評価の申請方法（平成16年沖縄県告示第259号）の一部を次のように改正し、平成26年3月25日から施行する。

平成26年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

第2項第1号ウ中「沖縄県土木建築部土木企画課」を「沖縄県土木建築部土木総務課」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 申請書、添付書類及び申請要領の取扱先

- ア 一般社団法人沖縄県建設業協会 浦添市牧港五丁目6番8号 098-876-5211
- イ 一般社団法人沖縄県建設業協会北部支部 名護市字為又1219番地の164 0980-52-3019
- ウ 一般社団法人沖縄県建設業協会中部支部 沖縄市知花五丁目37番12号 098-938-6251
- エ 一般社団法人沖縄県建設業協会那覇支部 那覇市上間261番地の1 一日橋ハイツ1階 098-832-6981
- オ 一般社団法人沖縄県建設業協会南部支部 糸満市西崎町五丁目3番9号 098-995-3200
- カ 一般社団法人沖縄県建設業協会宮古支部 宮古島市平良字下里1199番地の12 0980-72-9163
- キ 一般社団法人沖縄県建設業協会八重山支部 石垣市字新川2462番地の1 0980-82-5351

(4) 申請要領に対する問合せ先

- ア 沖縄県土木建築部土木総務課建設業指導契約班 那覇市泉崎1丁目2番2号 098-866-2384
- イ 沖縄県北部土木事務所庶務班 名護市大南一丁目13番11号 0980-53-1255
- ウ 沖縄県中部土木事務所庶務班 沖縄市美原一丁目6番34号 098-894-6510
- エ 沖縄県南部土木事務所庶務班 那覇市旭町116番地の37 098-866-1129
- オ 沖縄県宮古土木事務所総務用地班 宮古島市平良字西里1125番地 0980-72-2769
- カ 沖縄県八重山土木事務所総務用地班 石垣市字真栄里438番地の1 0980-82-2217

第5項中「問い合わせ先」を「問合せ先」に、「沖縄県土木建築部土木企画課建設業指導契約班」を「沖縄県土木建築部土木総務課建設業指導契約班」に改める。

**沖縄県告示第168号**

建設業法に基づく総合評定値の請求方法（平成16年沖縄県告示第260号）の一部を次のように改正し、平成26年3月25日から施行する。

平成26年3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第2項第1号イ中「沖縄県土木建築部土木企画課」を「沖縄県土木建築部土木総務課」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 請求書、添付書類及び申請要領の取扱先

- ア 一般社団法人沖縄県建設業協会 浦添市牧港五丁目6番8号 098-876-5211
- イ 一般社団法人沖縄県建設業協会北部支部 名護市字為又1219番地の164 0980-52-3019
- ウ 一般社団法人沖縄県建設業協会中部支部 沖縄市知花五丁目37番12号 098-938-6251
- エ 一般社団法人沖縄県建設業協会那覇支部 那覇市上間261番地の1 一日橋ハイツ1階 098-832-6981
- オ 一般社団法人沖縄県建設業協会南部支部 糸満市西崎町五丁目3番9号 098-995-3200
- カ 一般社団法人沖縄県建設業協会宮古支部 宮古島市平良字下里1199番地の12 0980-72-9163
- キ 一般社団法人沖縄県建設業協会八重山支部 石垣市字新川2462番地の1 0980-82-5351

(4) 申請要領に対する問合せ先

- ア 沖縄県土木建築部土木総務課建設業指導契約班 那覇市泉崎1丁目2番2号 098-866-2384
- イ 沖縄県北部土木事務所庶務班 名護市大南一丁目13番11号 0980-53-1255
- ウ 沖縄県中部土木事務所庶務班 沖縄市美原一丁目6番34号 098-894-6510
- エ 沖縄県南部土木事務所庶務班 那覇市旭町116番地の37 098-866-1129
- オ 沖縄県宮古土木事務所総務用地班 宮古島市平良字西里1125番地 0980-72-2769
- カ 沖縄県八重山土木事務所総務用地班 石垣市字真栄里438番地の1 0980-82-2217

第5項中「問い合わせ先」を「問合せ先」に、「沖縄県土木建築部土木企画課建設業指導契約班」を「沖縄県土木建築部土木総務課建設業指導契約班」に改める。

沖縄県告示第169号

建設業法第13条の規定により知事が設ける閲覧所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

建設業法第13条の規定により知事が設ける閲覧所に関する告示の一部を改正する告示

建設業法第13条の規定により知事が設ける閲覧所に関する告示（平成21年沖縄県告示第177号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「沖縄県土木建築部土木企画課」を「沖縄県土木建築部土木総務課」に改める。

附 則

この告示は、平成26年 3月25日から施行する。

沖縄県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浜-1	国頭村字浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
浜-2	国頭村字浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

浜-3	国頭村字浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
半地(1)	国頭村字半地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
半地(2)	国頭村字半地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
比地	国頭村字比地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
奥間(1)	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
奥間(2)	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
奥間(3)-2	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
奥間(4)	国頭村字奥間及び字比地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桃原(1)	国頭村字桃原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺土名(1)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺土名(2)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺土名(3)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺土名(4)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺土名(5)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺土名(6)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺土名(7)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の	

辺土名(8)	図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桃原(2)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桃原(3)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桃原(4)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
桃原(5)	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇良(1)	国頭村字宇良の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇良(2)	国頭村字宇良の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊地(1)	国頭村字伊地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊地(2)	国頭村字伊地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊地(3)	国頭村字伊地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊地(4)	国頭村字伊地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与那(1)	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与那(2)	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
与那(3)	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝敷(1)	国頭村字謝敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝敷(2)	国頭村字謝敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
佐手(1)	国頭村字佐手の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役	急傾斜地の崩壊

	場において縦覧に供する。)	
佐手(2)	国頭村字佐手の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
佐手(3)	国頭村字佐手及び字謝敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺野喜(1)	国頭村字辺野喜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺野喜(2)	国頭村字辺野喜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺野喜(3)	国頭村字辺野喜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇嘉(1)	国頭村字宇嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宇嘉(2)	国頭村字宇嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宜名真(1)	国頭村字宜名真の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宜名真(2)	国頭村字宜名真の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
武見(1)	国頭村字宜名真の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
武見(2)	国頭村字宜名真及び字宇嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺戸(1)	国頭村字辺戸の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺戸(2)	国頭村字辺戸の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
奥(1)	国頭村字奥の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
奥(2)	国頭村字奥の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
奥(3)	国頭村字奥の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

楚洲(1)	国頭村字楚洲の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
楚洲(2)	国頭村字楚洲の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊江	国頭村字楚洲の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安波(1)	国頭村字安波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安波(2)	国頭村字安波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安波(3)	国頭村字安波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
浜301-A10-06	国頭村字浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
半地301-A10-07	国頭村字半地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
比地301-A10-11	国頭村字比地及び字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
奥間301-A10-08-1	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
奥間301-A10-08-2	国頭村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
上島301-A10-09	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
辺土名301-A10-17	国頭村字辺土名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
宇良301-A10-10	国頭村字宇良の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
伊地301-A05-05	国頭村字伊地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
伊地301-A05-10	国頭村字伊地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
与那301-A05	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役	土石流

－04	場において縦覧に供する。)	
与那301－A05 －06－1	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
与那301－A05 －06－2	国頭村字与那の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
佐手301－A05 －08	国頭村字佐手及び字謝敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
辺野喜301－A 05－02	国頭村字辺野喜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
辺野喜301－A 05－03	国頭村字辺野喜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
辺野喜301－A 05－11	国頭村字辺野喜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
宇嘉301－A05 －01	国頭村字宇嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
宇嘉301－A06 －02	国頭村字宇嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
宜名真301－A 04－01	国頭村字宜名真の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
宜名真301－A 04－02	国頭村字宜名真の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
奥301－A04－ 03	国頭村字奥の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
奥301－A04－ 04	国頭村字奥の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
伊部301－A06 －01	国頭村字安田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
安波301－A11 －01	国頭村字安波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
安波301－B11 －02	国頭村字安波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	土石流
宜名真	国頭村字宜名真の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び国頭村役場において縦覧に供する。）	地滑り



## 沖縄県告示第171号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 うるま市江洲土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市字江洲195番地
- 3 施行地区 うるま市字江洲仲原、江洲原及び前原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和59年12月25日から平成29年 3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和59年12月20日
- 6 変更の内容 資金計画の変更、事業施行期間の延長及び区画道路幅員の変更
- 7 変更認可の年月日 平成26年 3月13日

## 沖縄県告示第172号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 宜野湾市佐真下土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 宜野湾市野嵩一丁目1番1号
- 3 施行地区 宜野湾市佐真下赤田地原及び西原の各一部、字真栄原水玉屋原及び上茶原の各一部、字大謝名東原、久永地原及び軍花原の各一部並びに字我如古比屋田原の一部
- 4 事業施行期間 昭和57年12月 9日から平成28年 3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和57年12月 3日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成26年 3月12日

## 沖縄県告示第173号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 糸満市武富土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 糸満市字武富16番地の1
- 3 施行地区 糸満市字武富仲間田原、後原及び溝原の各一部
- 4 事業施行期間 平成15年10月10日から平成31年 3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成15年10月10日
- 6 変更の内容 資金計画の変更及び事業施行期間の延長
- 7 変更認可の年月日 平成26年 3月13日

## 沖縄県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第196号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業

- (2) 名称 うるま市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年6月21日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

#### 沖縄県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和49年沖縄県告示第15号で認可した本部都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 本部町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 本部都市計画下水道事業
- (2) 名称 本部町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年1月17日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 昭和49年沖縄県告示第15号、昭和57年沖縄県告示第180号、平成元年沖縄県告示第785号、平成5年沖縄県告示第310号、平成8年沖縄県告示第373号、平成11年沖縄県告示第368号、平成17年沖縄県告示第242号及び平成19年沖縄県告示第748号の事業地のうち、本部町字谷茶大崎原において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 平成19年沖縄県告示第748号及び平成22年沖縄県告示第369号の事業地に、本部町字石川名護原、字北里富謝原及び長増原並びに字豊原野喜屋原、赤佐原、西原、桃原及び中尾原を加え、本部町字石川寺原及び長追原、字豊原野喜屋原、森畑原、興棚原及び港原、字浦崎大里原、泊原及び浦崎原並びに字謝花西表原及び謝花原において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業地の追加及び変更並びに事業施行期間の延長

#### 沖縄県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和60年沖縄県告示第133号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
- (2) 名称 うるま市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和60年2月8日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年5月16日まで縦覧に供する。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 3月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ
- 3 代表者の氏名 堀川美智子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市西2丁目4番3号クレスト西205
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内における介護・福祉事業に対して、評価及び情報開示等の調査に関する事業を行い、サービスの質の向上・福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年5月16日まで縦覧に供する。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 3月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ナカヤ
- 3 代表者の氏名 屋富祖忠治
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市小禄1丁目4番15号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対し、障害者の自立と就労を支援する事業等を行い、障害者が、地域で安心して働き、自立して暮らせる社会の実現を図り、障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・3・南5号環境の杜ふれあい公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 南風原町公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 6月11日 沖縄県指令土第825号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根中原310番3及び310番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市古島2丁目27番地3 砂川宏和、那覇市古島2丁目27番地3 砂川幸子
- 5 検査済証番号 平成26年 3月10日 第4086号

6 工事完了年月日 平成26年2月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年5月17日 沖縄県指令土第686号、平成26年2月5日 沖縄県指令土第65号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市玉城字喜良原523番1ほか6筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市玉城字喜良原535番地 社会福祉法人以和貴会 理事 名嘉勝男
- 5 検査済証番号 平成26年3月10日 第4087号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月28日 沖縄県指令土第928号、平成25年10月17日 沖縄県指令土第1161号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良97番1及び98番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地京都フクタクビル5F 株式会社ハウスドゥ 代表取締役 安藤正弘
- 5 検査済証番号 平成26年3月10日 第4088号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月16日 沖縄県指令土第190号、平成24年6月25日 沖縄県指令土第834号（変更）、平成25年7月17日 沖縄県指令土第968号（変更）、平成26年2月20日 沖縄県指令土第104号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字為又1015番1ほか13筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市字為又1015番地1 社会福祉法人名護学院 理事長 崎濱秀政
- 5 検査済証番号 平成26年3月11日 第4089号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 3月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 8月10日 沖縄県指令士第709号、平成24年 3月29日 沖縄県指令士第285号（変更）、平成24年 6月28日 沖縄県指令士第844号（変更）、平成26年 2月28日 沖縄県指令士第129号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市大北三丁目4680番 2（3工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 5 検査済証番号 平26年 3月11日 第4090号
- 6 工事完了年月日 平成26年 2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 3月25日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 5月16日 沖縄県指令南土第684号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次10番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原142番地 3 オハナプロスパー105 大城康成
- 5 検査済証番号 平成26年 1月24日 N第453号
- 6 工事完了年月日 平成26年 1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 3月25日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月12日 沖縄県指令南土第1038号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城423番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市松島 2丁目 1番地 6 F ステージ松島302 佐久本洋司
- 5 検査済証番号 平成26年 1月31日 N第454号
- 6 工事完了年月日 平成26年 1月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 3月25日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 5月 2日 沖縄県指令南土第642号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平東原913番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平108番地コーポマルキン 8 301号 上江洲太一、八重瀬町字東風平108番地コーポマルキン 8 301号 上江洲百合花
- 5 検査済証番号 平成26年 2月 4日 N第455号
- 6 工事完了年月日 平成26年 1月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 3月25日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 5月30日 沖縄県指令南土第733号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原1087番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市宇栄原3丁目27番49号 當間清光
- 5 検査済証番号 平成26年 2月 5日 N第456号
- 6 工事完了年月日 平成26年 1月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 3月25日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年10月30日 沖縄県指令南土第1398号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波1805番 8及び1805番 9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波1805番地の1 大城安男
- 5 検査済証番号 平成26年 2月13日 N第457号
- 6 工事完了年月日 平成26年 1月24日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---